



島根県報

平成20年 2 月 29 日 (金)

第 1,961 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(文化国際課)	2
建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	3

告 示

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の 4 第 4 項後段及び第33条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定	(障害者福祉課)	3
応急入院指定病院の指定	(")	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 4 第 2 項後段の規定による特 例措置を採ることができる精神科病院の指定	(")	4
県営土地改良事業計画の決定 (4 件)	(農村整備課)	4
換地処分	(")	5
県営土地改良事業の工事の完了	(")	5
解除予定保安林	(森林整備課)	6
保安林の指定の解除 (2 件)	(")	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	7
内水面における区画漁業の免許の内容等の事前決定	(水産課)	14
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	15

特定調達公告

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の実施	(病院局)	18
---	-------	----

公企規程

島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程		19
------------------------	--	----

公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部)	25
--------------------------------------	--------	----

公安告示

指定講習機関の指定	(警察本部)	25
-----------	--------	----

公布された条例等のあらまし

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則第 6 号)

1 規則の概要

(1) 題名の改正

(2) 市町村に権限を移譲した旅券法に基づく事務について、例外的に知事が事務を処理する場合は、次に掲げる場合とすることとした。(第 2 条関係)

ア 一般旅券の発給の申請者が、海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合

イ 申請者が、業務上の理由等により、早急に渡航する必要がある場合

ウ その他知事が一般旅券の発給の申請を受理することがやむを得ないと認められる場合

(3) その他規定の整理

2 施行期日
平成20年4月1日から施行することとした。

建築士法施行細則の一部を改正する規則(規則7号)

1 規則の概要
二級建築士及び木造建築士の免許の欠格事由が拡充されたことに伴い免許申請の様式を改めることとした。
(第1号様式関係)

2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第6号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年島根県規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「範囲」を「範囲等」に改める。

本則の表第6号を次のように改める。

6	削除
---	----

本則の表第8号中「第2条の表第20号の(42)」を「第2条の表第20号の(41)」に改め、同表第9号中「第7条第1項」を「第7条」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(市町村が処理する事務の範囲)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(条例第2条の表第36号の規則で定める場合)

第2条 条例第2条の表第36号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が、海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合
- (2) 申請者が、業務上の理由等により、早急に渡航する必要がある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が一般旅券の発給の申請を受理することがやむを得ないと認められる場合

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 7 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

- 「 2 二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある な い
取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日
- 3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑を
に処せられたことがありますか。ある な い
あるときは、その罪及び刑
- 「 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある な い
あるときは、その罪及び刑
- あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
た日 年 月 日
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金
の刑に処せられたことがありますか。ある な い
あるときは、その日 年 月 日
- 4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第10条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある な い
あるときは、その日 年 月 日
- 5 建築士法第10条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある な い
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から
年 月 日まで」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第154号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の 4 第 4 項後段及び第33条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

平成20年 2 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574 - 4	平成20年 2 月 1 日

島根県告示第155号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574 - 4	平成20年2月1日

島根県告示第156号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574 - 4	平成20年2月1日

島根県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
美郷地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
美郷町役場

島根県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
美郷地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間

3 縦覧の場所
美郷町役場

島根県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
美郷地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
 - 3 縦覧の場所
美郷町役場
-

島根県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
美郷地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
 - 3 縦覧の場所
美郷町役場
-

島根県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成20年 2 月21日付けで県営土地改良事業に係る江津地区上津井工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第162号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業名	完了年月日
阿宮地区区画整理事業第1工区(県営経営体育成基盤整備事業)	平成19年8月6日
阿宮地区区画整理事業第2工区(県営経営体育成基盤整備事業)	平成19年11月28日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)小木工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)三谷工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)小川内工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)大迫・女鹿山工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)本郷・後山工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)曾木工区	平成19年5月2日
飯石南地区(吉田村)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)芦谷工区	平成19年5月2日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)獅子工区	平成18年5月9日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)後田工区	平成19年2月26日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)佐見工区	平成18年12月19日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)寺澤工区	平成19年3月12日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)長谷工区	平成18年7月31日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)都加賀工区	平成19年3月1日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)才谷工区	平成18年5月9日
飯石南地区(頓原町)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)東工区	平成19年3月12日
飯石南地区(吉田村)農道事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成19年5月2日
飯石南地区(頓原町)農道事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成19年5月15日
飯石南地区(赤来町)農道事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成17年8月30日
飯石南地区(赤来町)農用地保全事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成19年10月29日
荒茅地区区画整理事業(県営経営体育成基盤整備事業)	平成20年2月14日

島根県告示第163号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町日貫4738 - 11、4740 - 17、4740 - 19、4740 - 21、4742 - 3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第164号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項及び第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
出雲市所原町字投石3909 - 5、字投石西平4457 - 21
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
農道用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
出雲市所原町字投石西平4457 - 22
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅のため

島根県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
雲南市掛合町波多2192 - 18から2192 - 22まで、2193 - 13
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第166号

平成20年農林水産省告示第117号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市匹見町匹見イ1944からイ1949まで、イ1951から1953まで、イ1957 - 2、イ1963 - 1、イ1963 - 3	尼子隆章	益田市匹見町匹見イ1136
益田市匹見町紙祖口862 - 3、ハ445	今田ヨシノ	益田市匹見町落合2649

益田市匹見町匹見イ1955	植田優	益田市匹見町落合2 - 676
益田市匹見町石谷イ711	内谷政治	益田市匹見町石谷イ555
益田市匹見町匹見イ1685、イ1686	江口貴代美	京都府中京区柳馬場通蛸薬師下る十文字町44 0パラドール綿小路401号
益田市匹見町石谷口944 - 6、口1021 - 2、口 1021 - 5、口1021 - 6	大賀市蔵	益田市匹見町石谷口500
益田市匹見町石谷口1189、口1189 - 1、口1250 - 3	大賀市太郎	益田市匹見町石谷口340
益田市匹見町石谷口1215	大賀勝成	大阪市北区天神橋筋4 - 43
益田市匹見町石谷口810	大賀熊義	益田市匹見町石谷口81
益田市匹見町石谷口1250 - 2	大賀五作	益田市匹見町石谷口251
益田市匹見町石谷口944 - 6、口1021 - 2、口 1021 - 5、口1021 - 6	大賀忠雄	益田市匹見町石谷口525
益田市匹見町石谷口808、口809、口874	大賀フミ子	益田市匹見町石谷口81
益田市匹見町落合八478内1、八478 - 2、八478 内2、八478 - 4から八478 - 7まで	大久保彦左工門	益田市匹見町落合八206
益田市匹見町紙祖口582 - 12、口583 - 17	大谷至	益田市匹見町紙祖口192 - 3
益田市匹見町紙祖口584	大谷和三郎	益田市匹見町紙祖口155
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	大谷嘉徳	益田市益田イ279
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	大谷嘉久	益田市益田イ384 - 1
益田市匹見町紙祖口724 - 9	大谷嘉右衛門	益田市匹見町紙祖口269
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	大谷嘉朗	益田市益田口192内1
益田市匹見町紙祖八493	大谷貫	東京都港区南麻布1 - 6 - 25
益田市匹見町紙祖口811	大谷菊一	益田市匹見町紙祖口217
益田市匹見町紙祖口582 - 9、口582 - 12から口 582 - 14、口584	大谷倉太郎	益田市匹見町紙祖口168
益田市匹見町紙祖口578、口578 - 1から口578 - 10まで、口580	大谷巖	益田市匹見町紙祖口168
益田市匹見町石谷口1243	大谷定	益田市匹見町石谷イ352
益田市匹見町石谷イ711	大谷佐太郎	益田市匹見町石谷イ129
益田市匹見町紙祖口695、口697 - 1から口697 - 5まで、口698、口699、口812 - 1、口812 - 2	大谷幸民	山口県岩国市麻里布町4 - 6 - 8
益田市匹見町落合口213 - 28、口213 - 29	大谷商事合名会 社	益田市益田町口191
益田市匹見町紙祖口584、口726 - 2、口726 - 4、口726 - 5	大谷甚之助	益田市匹見町紙祖口89
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	大谷玉吉	益田市匹見町紙祖口261
益田市匹見町紙祖口724 - 9	大谷長市	益田市匹見町紙祖口266
益田市匹見町紙祖口724 - 3	大谷西眞	益田市匹見町紙祖口225
益田市匹見町紙祖口545	大谷初太郎	益田市匹見町匹見口128
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9、口725 - 1	大谷秀治	益田市匹見町紙祖口261

益田市匹見町落合八478内1、八478-2、八478内2、八478-4から八478-7まで、八479、八479-1、八479-2	大谷峯子	益田市匹見町落合八57
益田市匹見町落合イ262-12、イ262-16	大谷安男	益田市匹見町落合イ146
益田市匹見町紙祖八493	大谷泰雄	大阪府寝屋川市大利町15-4
益田市匹見町紙祖口724-6、口724-10	大谷幸人	山口県吉敷郡小郡町大字下郷1773-1
益田市匹見町紙祖口810、口811、口821	大谷洋二郎	広島市南区翠5-8-20-101号
益田市匹見町紙祖口578、口578-1から口578-10まで、口580	大谷諫	益田市匹見町紙祖口128
益田市匹見町紙祖口723、口724-9、口724-1、口724-9	大谷喬一	益田市匹見町紙祖口130
益田市匹見町匹見イ1940-1	大幡豊	益田市匹見町匹見イ1113
益田市匹見町石谷イ711	岡田信太	益田市匹見町石谷イ234
益田市匹見町石谷イ711	岡田末吉	益田市匹見町石谷イ234
益田市匹見町落合イ262-12、イ262-16	岡信夫	益田市匹見町落合イ94
益田市匹見町匹見イ1912、イ1919-1、イ1919-3、イ1920-1、イ1920-3、イ1957-2	岡部修一	横浜市港南区笹下町4743
益田市匹見町紙祖八473	岡村輝子	益田市匹見町匹見イ562
益田市匹見町落合口213-16から口213-23、口213-24から口213-27	小倉豊	益田市有明町1-4
益田市匹見町匹見イ1957-2	關口正行	大阪府牧方市都丘町19-3
益田市匹見町匹見イ1628	加藤正明	益田市匹見町匹見イ1284
益田市匹見町匹見イ1957-2	加茂豊七	出雲市塩冶町下塩谷591
益田市匹見町紙祖八500、八500内1、八500内2、八521	河口小市	益田市匹見町紙祖八260
益田市匹見町紙祖イ2158-1、イ2158-3	河野久太郎	益田市匹見町紙祖イ484
益田市匹見町紙祖口723、口724-1、口724-9	河村米人	鹿足郡吉賀町上高尻38
益田市匹見町落合八478内1、八478-2、八478内2、八478-4から八478-7まで	桐田春雄	益田市匹見町落合八158
益田市匹見町落合八445	桐田都	益田市匹見町落合八158
益田市匹見町匹見イ1957-2	栗栖将喜	益田市匹見町匹見イ1145-1
益田市匹見町紙祖イ2158-9からイ2158-11まで、イ2159	栗田定	益田市匹見町紙祖イ811
益田市匹見町紙祖イ2158-9からイ2158-11まで、イ2159	栗田正三	益田市匹見町紙祖イ813
益田市匹見町紙祖口859-1、口862-1、口862-4	栗田剛	益田市中須町426-27
益田市匹見町紙祖口543、口543-1	兒玉宣明	京都市下京区西七条石井町66
益田市匹見町匹見イ1631-2、イ1631-5	斎藤市蔵	益田市匹見町匹見イ861
益田市匹見町紙祖口809-3、八448、八493、八499-1、八499-2、八499-5から八499-7まで、八521	斉藤五男	益田市匹見町紙祖八73-1

益田市匹見町落合イ262 - 11	斉藤好太郎	益田市匹見町イ182
益田市匹見町紙祖口629 - 2	斉藤繁樹	益田市匹見町紙祖口187
益田市匹見町落合八416 - 3	斉藤宿治	益田市匹見町落合八21
益田市匹見町紙祖イ2159	斎藤新一	益田市匹見町イ901 - 1
益田市匹見町落合八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 4から八478 - 7まで	斉藤武市	益田市匹見町落合八22
益田市匹見町紙祖口626 - 12	斎藤忠夫	益田市匹見町紙祖口427
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	齋藤タミコ	益田市匹見町紙祖口691
益田市匹見町落合口213 - 24から口213 - 27まで	斎藤忠征	愛知県知多郡美浜町北方平井下2 - 5
益田市匹見町匹見イ1657からイ1659まで、イ1681からイ1683まで	斎藤富美矣	益田市匹見町匹見イ669
益田市匹見町紙祖口724 - 3、口726 - 4、口726 - 5	斉藤甚太郎	益田市匹見町紙祖口691
益田市匹見町落合イ262 - 12	斉藤百太郎	益田市匹見町落合イ147
益田市匹見町紙祖口626 - 12、口630 - 8、口630 - 13	斎藤文子	益田市匹見町紙祖口427
益田市匹見町落合口213 - 24から口213 - 27まで、八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 4から八478 - 7まで	斉藤誠	益田市匹見町落合口132
益田市匹見町落合八476内1、八476 - 2から八476 - 5まで、八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 6、八478 - 7、八481 - 1から八481 - 3まで	斉藤政吉	益田市匹見町落合八57
益田市匹見町落合八478 - 4、八478 - 5	斉藤益美	益田市匹見町落合八92
益田市匹見町落合口213 - 1	斉藤八千代	名古屋市昭和区山手通
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	斉藤義夫	益田市匹見町広瀬イ115
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	斉藤義夫	益田市匹見町広瀬口158
益田市匹見町落合八478 - 4、八478 - 5	斉藤利八	益田市匹見町落合八57
益田市匹見町石谷口1035、口1045 - 1、口1045 - 2	佐々木美雄	益田市匹見町石谷口632
益田市匹見町落合八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 4から八478 - 7まで	潮清市	益田市匹見町落合八162
益田市匹見町石谷イ727、イ742からイ744まで	下森勝見	益田市匹見町石谷イ205
益田市匹見町石谷イ711	下森作太郎	益田市匹見町石谷イ239
益田市匹見町石谷イ711、イ726、イ728、イ730	下森品一	益田市匹見町石谷イ205
益田市匹見町石谷イ731、イ731内1	下森實津子	益田市匹見町石谷イ239
益田市匹見町紙祖八521	下森豊太	益田市匹見町紙祖八39 - 1
益田市匹見町落合八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 6、八478 - 7	篠岡愛子	益田市匹見町落合八10
益田市匹見町石谷口944 - 5、口1021 - 1	水津兼市	鹿足郡津和野町須川イ1667
益田市匹見町石谷口874	水津徳太郎	益田市匹見町石谷口270
益田市匹見町石谷口944 - 5、口1021 - 1	水津久左衛門	鹿足郡津和野町須川イ1852 - 1

益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	杉迫秀男	益田市匹見町紙祖口572 - 1
益田市匹見町紙祖八521	須藤タミヨ	益田市益田イ149
益田市匹見町紙祖八521	須藤彦一	益田市匹見町紙祖イ149
益田市匹見町匹見イ1629 - 3	砂川稔夫	益田市匹見町匹見イ537
益田市匹見町紙祖八480、八484	瀬木勝治	川崎市高津区久未473 - 4
益田市匹見町落合八478内 1、八478 - 2、八478内 2、八478 - 4 から八478 - 7 まで	田浦昭三	益田市匹見町落合八218
益田市匹見町匹見イ1619	田岡幸蔵	益田市高津町イ950
益田市匹見町紙祖口726 - 4、口726 - 5	竹野亀太郎	益田市匹見町紙祖イ1372
益田市匹見町紙祖口582 - 10、口582 - 11	谷本益夫	山口県玖珂郡美和町下畑2247
益田市匹見町落合口211 - 1、口213 - 24から口213 - 27まで、口213 - 44	寺尾章	益田市匹見町落合口171
益田市匹見町石谷口1250 - 2	寺岡国太郎	益田市匹見町石谷口283
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	寺尾一夫	益田市匹見町落合イ116 - 甲
益田市匹見町石谷口1199、口1203、口1207、口1209、口1212、口1250 - 3	寺岡千吉	益田市匹見町石谷口329
益田市匹見町落合イ262 - 8	寺尾品吉	益田市匹見町落合イ18
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	寺尾峯子	益田市匹見町落合イ94
益田市匹見町落合イ262 - 8	寺尾勇吉	益田市匹見町落合イ45
益田市匹見町落合口213 - 24から口213 - 27まで	寺尾豊	大阪府東淀川区大道南 2 - 9 - 7
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	寺尾壑	益田市匹見町落合イ22
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	寺戸清正	東京都文京区西片 2 - 13 - 16
益田市匹見町落合口213 - 38	寺戸ナツ子	益田市匹見町落合口56
益田市匹見町落合口213 - 38	寺戸等	滋賀県守山市小島町1810 - 1
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	寺戸文雄	益田市匹見町落合ホ181
益田市匹見町落合口213 - 24から口213 - 27まで	寺戸三和子	広島市南区宇品神田 5 - 22 - 17
益田市匹見町石谷口874	豊田勇	広島県因島市土生町1899
益田市匹見町石谷口808から口810まで、口874、口944 - 1、口944 - 3、口944 - 4	豊田耕造	益田市高津町イ1128
益田市匹見町石谷イ711	豊田スへ	益田市匹見町石谷イ561
益田市匹見町石谷口874、口944 - 1、口944 - 3、口944 - 4	豊田萬六	益田市益田口1857 - 4
益田市匹見町石谷イ711	豊田峰治	益田市匹見町石谷イ561
益田市匹見町石谷口1243	内藤優	益田市匹見町石谷イ292 - 2
益田市匹見町落合八478内 1、八478 - 2、八478内 2、八478 - 4 から八478 - 7 まで	長野作市	益田市匹見町落合八235
益田市匹見町紙祖八521	中原弥米太	益田市匹見町紙祖イ36
益田市匹見町落合口213 - 43、八444、八478内 1、八478 - 2、八478内2	中間昭義	益田市匹見町落合八162
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	中村左明	大阪府豊中市緑丘 4 - 22 - 10
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	中村嵩	益田市匹見町紙祖イ685
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	中村哲三	大阪府堺市横塚台 2 - 35 - 1

益田市匹見町紙祖八521	中村宏	益田市上吉田354 - 1
益田市匹見町匹見イ1918 - 2 からイ1918 - 4 まで	西本稔	益田市匹見町匹見イ667 - 4
益田市匹見町匹見イ1917 - 2 からイ1917 - 4 まで	新田桂子	益田市元町32 - 1
益田市匹見町落合口213 - 24から口213 - 27まで	畑口ヤスエ	山口県小野田市小野田397 - 3
益田市匹見町落合八478内1、八478 - 2、八478内2、八478 - 4 から八478 - 7 まで、八483、八483 - 1、八483内2.	原義人	益田市匹見町落合八294
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	広竹芳文	兵庫県西宮市天道町10 - 22
益田市匹見町匹見イ1915 - 2、イ1915 - 3	深田太市	京都府舞鶴市松陰29
益田市匹見町匹見イ1921 - 1、イ1921 - 3、イ1936、イ1950	福村哲子	滋賀県大津市大平1 - 12 - 23
益田市匹見町紙祖口545	藤井市太郎	益田市匹見町紙祖口88
益田市匹見町石谷イ711、イ779 - 5	藤井栄太郎	益田市匹見町石谷イ203
益田市匹見町紙祖口545	藤井国治	益田市匹見町紙祖口17
益田市匹見町石谷イ711	藤井信太郎	益田市匹見町石谷イ19
益田市匹見町石谷イ779 - 5	藤井直治	益田市匹見町石谷イ400
益田市匹見町石谷イ711	藤原兼市	益田市匹見町石谷イ321
益田市匹見町石谷イ711	藤原清重	益田市匹見町石谷イ321
益田市匹見町石谷口854、口857、口858、口862 - 1、口874、口944 - 1、口944 - 3、口944 - 4	藤原純美	益田市匹見町石谷口130
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	藤原治郎	益田市匹見町広瀬イ97
益田市匹見町石谷イ711	藤原長市	益田市匹見町石谷イ48
益田市匹見町石谷口944 - 6、口1021 - 2、口1021 - 5、口1021 - 6	藤原正徳	益田市匹見町石谷口537
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16、口213 - 32	藤原護	益田市匹見町落合イ97
益田市匹見町紙祖口545、口578、口578 - 1 から口578 - 10まで、口580、口847	藤本和正	益田市匹見町紙祖口45
益田市匹見町紙祖口545	藤本初男	益田市匹見町紙祖口45
益田市匹見町紙祖口801 - 4、口802 - 1、口804 - 1	藤本保恵	浜田市黒川町3747 - 3
益田市匹見町匹見イ1611 - 1	舛屋宇吉	不明
益田市匹見町石谷口1243	松下健	益田市匹見町石谷イ282
益田市匹見町石谷口874	三浦常一	鹿足郡津和野町左鐙1719
益田市匹見町匹見イ1655、イ1957 - 2	宮市民義	益田市匹見町匹見イ427
益田市匹見町石谷イ723、イ725、イ729	三好次男	益田市匹見町石谷イ247
益田市匹見町石谷イ711	村上岩右衛門	益田市匹見町石谷イ891
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	村上恵理子	浜田市熱田町976 - 3
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	村上浩三	益田市匹見町紙祖イ133
益田市匹見町石谷イ779 - 5	村上チヲ	益田市匹見町石谷イ409
益田市匹見町石谷イ711、イ779 - 5	村上鶴市	益田市匹見町石谷イ496
益田市匹見町石谷口1035、口1045 - 1、口1045 -	村上敏雄	益田市匹見町石谷口561

2		
益田市匹見町石谷口1250 - 3	村上富治	益田市匹見町石谷口320
益田市匹見町石谷口1186、口1205、口1250 - 3	村上久雄	益田市匹見町石谷口1343
益田市匹見町石谷口1035、口1045 - 1、口1045 - 2	村上久子	京都府乙訓郡長岡町大字粟生小字畑ヶ田24
益田市匹見町石谷口1035、口1045 - 1、口1045 - 2	村上学	神戸市垂水区西舞子 9 - 8 - 13
益田市匹見町石谷口808、口809、口874、口944 - 1、口944 - 3、口944 - 4	村上満青美	益田市匹見町石谷口112
益田市匹見町石谷イ779 - 5	村上留次郎	益田市匹見町石谷イ436
益田市匹見町石谷口1184	村上禮治	益田市匹見町石谷口320
益田市匹見町落合イ262 - 8	本山睦子	益田市匹見町落合イ250
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	初田梅男	益田市匹見町落合イ164 - 1
益田市匹見町石谷イ711、口1250 - 2	初田高志	益田市匹見町紙祖イ1382
益田市匹見町紙祖イ1993、イ1995、イ1997	初田兵市	益田市匹見町紙祖イ1346
益田市匹見町石谷口1250 - 2	初田力治	益田市匹見町紙祖イ1392
益田市匹見町石谷イ711	初田利作	益田市匹見町紙祖イ 1 352
益田市匹見町石谷イ711	初山茂市	益田市匹見町石谷イ536
益田市匹見町落合イ262 - 12、イ262 - 16	初山潤	益田市匹見町落合イ214 - 4
益田市匹見町石谷イ711	初山豊太郎	益田市匹見町石谷イ272
益田市匹見町石谷イ711	初山壽八	益田市匹見町石谷イ474
益田市匹見町石谷イ711	初山福治	益田市匹見町石谷イ563
益田市匹見町石谷イ779 - 5	初山吉太郎	益田市匹見町石谷イ508内 4
益田市匹見町石谷口808、口809	山崎初太	益田市匹見町石谷口92
益田市匹見町落合イ262 - 11	有限会社 岡建設	益田市匹見町落合イ29
益田市匹見町紙祖八446 - 1、八448、八491 - 1、八492 - 1、八492 - 2、八493、八495、八499 - 1、八499 - 2、八499 - 5 から八499 - 7 まで、八521	吉田熊人	益田市匹見町紙祖八251
益田市匹見町紙祖八446 - 1	吉田軍市	益田市匹見町紙祖八189
益田市匹見町紙祖八448、八458	吉田栄	益田市匹見町紙祖八231
益田市匹見町紙祖八446 - 2	吉田新司	愛知県豊田市田中町 2 - 40
益田市匹見町紙祖八495、匹見町石谷口1211	吉田征匡	大阪市東区北新町 1 - 39
益田市匹見町紙祖八447	吉田藤一郎	益田市匹見町紙祖八251
益田市匹見町紙祖八446 - 1	吉田寿男	益田市匹見町紙祖八251
益田市匹見町紙祖八521	吉田彦彰	益田市匹見町紙祖イ2151 - 1
益田市匹見町紙祖八521	吉田古	益田市匹見町紙祖八233
益田市匹見町紙祖八494	芳田万	益田市匹見町紙祖イ233
益田市匹見町紙祖八496、八500	吉田光子	益田市匹見町紙祖八231
益田市匹見町紙祖八500内 1、八500内 2	吉田未松	益田市匹見町紙祖八231
益田市匹見町紙祖八500、八500内 1、八500内 2	吉田安夫	益田市匹見町紙祖八277

益田市匹見町匹見イ1957 - 2	吉原和文	北九州市小倉南区長行西5 - 5 - 5
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	吉原喜代士	仁多郡奥出雲町三成684
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	吉原秀仁	山口県岩国市尾津260
益田市匹見町紙祖口726 - 4	渡辺綾次郎	益田市匹見町紙祖口297 - 1
益田市匹見町紙祖口583 - 5、口583 - 6、口583 - 8、口615 - 3、口615 - 4、口634、口723、口724 - 1、口724 - 9、口726 - 4、口726 - 5	渡辺景人	益田市匹見町紙祖口358 - 3
益田市匹見町紙祖口726 - 4、口726 - 5	渡辺亀太	益田市匹見町紙祖口217
益田市匹見町紙祖口726 - 2	渡邊静美	福岡県豊前市八屋2251
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	渡邊清三	山口県岩国市昭和町3 - 1 - 3
益田市匹見町紙祖口802 - 4、口802 - 6	渡辺綱一	益田市匹見町紙祖口170
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	渡辺盤治	益田市匹見町紙祖口42
益田市匹見町紙祖口726 - 4、口726 - 5	渡辺久美	益田市匹見町紙祖口297
益田市匹見町紙祖口728 - 1から口728 - 7まで	渡辺表治	益田市匹見町紙祖口334
益田市匹見町紙祖口723、口724 - 1、口724 - 9	渡辺文雄	益田市匹見町紙祖口358
益田市匹見町紙祖口584、口726 - 5	渡辺豊蔵	益田市匹見町紙祖口297内1
益田市匹見町石谷口810	渡里洋亮	大阪市阿倍野区相生通1 - 4 - 4 - 12号
益田市匹見町石谷口1247	渡里洋亮	広島市舟入幸町363
益田市匹見町紙祖八493	椋沢美智子	東京都大田区東雪谷3 - 26 - 7
益田市匹見町匹見イ1957 - 2	板倉孝男	出雲市塩冶町天神407
益田市匹見町石谷口808、口809	豊田英司	愛知県豊田市中野浜居場72
益田市匹見町石谷口810、口872、口874、口944 - 1、口944 - 3、口944 - 4	山崎志免雄	大阪府松原市岡2 - 11 - 38
益田市匹見町紙祖八446 - 2	吉田経廣	益田市匹見町紙祖八52
益田市匹見町匹見イ1679、イ1684、イ566	吉原稔	益田市匹見町匹見イ567
益田市匹見町紙祖口847	初田力	益田市匹見町紙祖イ16
益田市匹見町匹見イ1612 - 2、イ1612 - 3、イ1612 - 5、イ1613、イ1614 - 1、イ1615、イ1615 - 1からイ1615 - 3まで、イ1631 - 4	砂川富男	益田市匹見町匹見イ329 - 9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第167号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

蟠竜湖（益田市高津町地内）

ウ 漁場の区域

蟠竜湖一円

(2) 地元地区

益田市

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日

平成20年 9月 1日

(2) 申請期間

平成20年 3月 1日から同年 6月15日まで

（付記）

(1) 漁業権の存続期間

平成20年 9月 1日から平成25年 8月31日まで

(2) 漁場区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

赤谷 A、赤谷 B、赤谷 C、赤松、赤松 A、赤松 B、赤松 C、赤松 D、赤松 E、赤松 F、赤松 G、赤松 H、赤松 I、揚東、朝原川西 A、朝原川東 B、旭 A、旭 B、阿式谷西、阿式谷東、姉谷 A、姉谷 B、姉谷 C、姉谷 D、姉谷 E、姉谷 F、姉谷 G、姉谷 H、姉谷 I、姉谷 J、姉谷 K、姉谷 L、姉谷 M、姉谷 N、安養寺、飯谷、飯の原 A、飯の原 B、飯の原 C、以下谷北、以下谷南、石臼、石場 A、石場 B、石場 C、石場 D、石場 E、板津前田、板津、一里塚北、一里塚南、五谷 A、五谷 B、五谷 C、稲佐、稲田 A、稲田 B、稲田 C、稲田 D、稲田 E、飼領 A、飼領 B、飼領 C、飼領 D、飼領 E、飼領 F、飼領 G、受地 A、受地 C、受地 D、受地 E、受地 F、受地 G、受地 H、鷓鷯小、後谷 A、後谷 B、後谷 C、後谷 D、後谷 E、後谷 F、後谷上 A、後谷上 B、後谷上 C、後谷上 D、後谷下 A、後谷下 B、後谷下 C、後谷下 D、後谷下 E、後谷下 F、後畑 A、後畑 B、後畑 C、後畑 D、後畑 E、後山、宇杉 A、宇杉 B、鷓鷯北、鷓鷯西、鷓鷯東、宇龍新町、宇龍立花、宇龍田町、宇龍西、宇龍東 A、宇龍東 B、大池上組、大池上組 A、大須、大呂上組 A、大呂神社南、奥谷、小田、小田苑、小田菅沢 A、小田菅沢 B、小田町 A、小田町 B、小田柳谷、小田余草、小田余草 A、御茶屋場 A、御茶屋場 B、御這田、面坂、御座、加賀谷、加賀谷 A、加賀谷 B、隠ヶ丘、掛田橋北、銀山谷 A、銀山谷 B、銀山谷 C、鎌代、上組 B、上組 C、上組 D、上組 E、上組 F、上組 G、上組 H、上組 I、上組 J、上組 K、上佐田、上頭名 A、上頭名 B、上頭名 C、上頭名 D、上頭名 E、亀山、萱野 A、萱野 B、萱野 C、萱野 D、萱野 E、萱野 F、萱野 G、萱野 J、通七西、通七東、川北大橋西、川北上、川北下 A、川北下 B、川北下 C、川北下 D、川北下 E、川北下 F、川西 A、川西 B、川西 C、河東 A、河東 B、河東 E、川南上 A、川南上 B、川

南上C、川南上D、川南上E、川南上F、河原谷、上畑A、上畑B、上畑C、旧道下、共和A、共和B、共和C、共和D、草井谷、窪田ダム南、倉道A、蔵谷A、蔵谷B、栗原A、栗原B、栗原C、栗原D、黒田西、黒田東、慶正、慶正A、慶正西、恵堂B、毛津、毛津本郷A、毛津本郷B、毛津本郷C、毛津本郷D、毛津本郷E、郷A、郷B、郷C、郷D、郷E、郷F、郷G、工業団地A、工業団地B、工業団地C、鉦山北、鉦山南、荒神、越堂下、越堂上、極楽山、越端、五反田下、小原A、小原B、小原C、小原D、小原E、権兵衛谷、才谷橋西、才谷橋東、才の元北、才の元南、栄A、栄B、栄C、鷺浦西、鷺浦東、岐神社、笹子、佐田、佐田中学校北、三十歩、三の宮A、三の宮B、三の宮C、三の宮D、三の宮E、三部A、三部B、三部C、三部D、三部E、三部F、繁の谷、清水、下佐田、下佐津目A、下佐津目B、下佐津目C、下佐津目D、下佐津目E、下佐津目F、下頭名A、下頭名B、下頭名C、下頭名D、下頭名E、下頭名下、下の原、蛇池A、蛇池B、蛇池C、常信寺A、常信寺B、浄土寺、城平A、城平B、常楽寺西上、常楽寺西下A、常楽寺西下B、常楽寺東A、常楽寺東B、常楽寺東C、常楽寺東D、常楽寺東E、常楽寺東F、白滝A、白滝B、白滝C、白滝D、白滝E、白滝F、白滝G、白滝H、白滝I、白滝J、白滝K、白滝M、白滝N、白滝O、寺領A、寺領B、寺領C、寺領D、寺領E、寺領F、寺領H、神社裏、神田、新道A、新道B、新道C、新道D、新道E、新道F、新道G、森林公園、菅代A、菅代B、菅田A、菅田B、菅田C、菅田D、菅沢C、菅沢D、菅沢E、菅沢G、須郷橋西、千石山、空、大輝、大山A、大山B、大山C、大山D、大山E、大山F、大山G、大山H、大山I、大山J、大山K、大山L、大山M、大山N、大山神社東、高尾上、高尾下、高津屋A、高津屋B、高津屋C、高津屋D、高津屋E、高天原、田儀、田儀余草A、田儀余草B、田儀余草C、田儀余草D、田儀余草E、田儀余草F、竹崎、竹之上、田の上橋西、樽戸谷北、樽戸谷南、反辺A、反辺B、築港、智吞、駐在所前、塚之尾谷B、塚之尾谷C、塚之尾谷D、塚之尾谷E、塚之尾谷F、塚脇A、塚脇B、鶴山、寺尾A、寺尾B、寺尾C、寺尾D、寺尾E、寺尾F、寺尾G、寺尾H、寺尾I、寺尾J、寺尾K、豊田A、豊田B、豊田C、豊田D、中郷上B、中郷下、中郷中、中佐津目A、中佐津目B、中佐津目C、中砂子A、中砂子B、中砂子C、中砂子D、中ツラ、中山西A、中山西B、中山西C、中山西D、中山西E、中山東A、中山東B、名梅A、名梅B、名梅C、名梅D、名梅E、名梅F、名梅G、仁江A、仁江B、仁江C、仁江D、西明A、西明B、西明C、西明D、錦、西ノ谷、二反田橋南A、呑水A、呑水B、呑水C、呑水橋北、這田西、這田東、畑下A、畑下B、畑下C、畑西、畑東A、畑東B、畑東C、畑東D、華蔵A、華蔵B、花摘、羽西谷B、原川、原川A、原川B、針戸上、東本郷A、東本郷B、東本郷C、東本郷D、東本郷E、東本郷F、東本郷G、東本郷H、東本町、東山中A、東山中B、東山中C、東山中D、東山中E、東山中F、東山中G、東山中H、東山中I、菱根上、菱根西、日の出A、日の出B、日の出C、日の出D、日の出E、日の出F、日の出G、平田A、平田B、平田C、平田D、平田E、福志原、二俣、別所A、別所B、別所C、別所D、別所E、別所F、坊主畑橋東、奉納山西、奉納山東、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、本郷F、本郷G、本郷西、本郷東A、本郷東B、本町、本町A、本町B、前清水A、前清水B、馬垣、馬垣橋北、幕島、町A、町B、町C、町D、町E、町F、町G、町H、町上B、町上C、町下、真名井、御碕小西、御碕小東、三代A、三代B、三代C、三代D、三代E、三代F、三代G、三代H、水神、御田A、御田B、御田C、御田D、御田E、御田F、御田G、御田H、御田I、御田J、御田K、御田L、三槇A、三槇B、三槇C、三槇D、三槇E、三槇F、三槇G、三槇H、南屋橋東、御幡A、御幡B、御幡C、御幡D、御幡E、御幡F、御幡G、御幡H、御幡I、御幡J、御幡L、御幡M、御幡N、御幡O、御幡P、御幡Q、御幡R、宮、宮の部、宮の部A、宮の部B、宮の部D、宮本A、宮本B、明神A、明神B、明神C、明神D、明谷橋東、向上、向下、門曲A、門曲B、門曲C、門曲D、安原、矢谷A、矢谷B、矢谷C、矢谷D、矢谷E、矢谷F、八千代川西、八千代川東、柳谷A、柳谷B、山郡A、山郡B、山郡C、山中A、山中B、山中C、山中D、山中E、山中F、山根、山の空A、山の空B、山の空C、山の空D、八幡A、八幡B、八幡C、八幡D、湯の尾、横見A、横見B、横見C、吉野A、吉野B、吉野C、吉野D、吉野E、吉野F、吉野G、吉野H、吉野I、吉野J、吉野K、吉野L、吉野M、吉野N、吉野O、吉野P、吉野Q、吉野R、吉野T、吉野U、吉野V、吉野W、淀西A、淀西B、淀西C、靈山寺、和江島、和江島

(2) 土石流

青野谷、赤羽根川、赤松、赤松谷A、赤松谷B、赤松谷C、赤谷川A、赤谷川B、揚東、朝倉川、朝瀆谷、朝原上谷、阿式谷川、穴場谷川A、穴場谷川B、姉谷A、姉谷B、飯の原A、飯の原B、飯の原C、以下谷川、以下谷西、

池の奥谷、石臼谷川、石場A、石場B、石場C、石場谷A、石場谷B、石佛A、石佛B、井瀬ノ谷、五谷A、五谷B、稲佐川、稲田A、稲田B、稲田C、稲田谷、猪子谷、居舟谷川A、居舟谷川B、飼領谷、岩ノ奥谷川、岩利谷川、受地A、受地B、受地C、受地D、受地E、牛ヶ谷、後畑、後山川、宇杉、内馬谷川、馬垣谷川A、馬垣谷川B、馬ノセ谷川、梅谷川、梅谷川支川、梅ノ木谷A、梅ノ木谷B、宇龍西川、宇龍東川、江月谷川、恵堂、恵堂川、大井後谷川、大岩ヶ谷川、大蔵、大須、大滝川A、大滝川B、大滝川C、大谷川、大谷西、大谷東、大床谷、大床西、大床東、大呂中谷川、奥田儀中組、奥谷川、奥床谷、奥鍋川A、奥鍋川B、奥鍋川C、奥ノ谷川、奥ノ向、奥横谷A、奥横谷B、小倉屋谷川、小田町、小田余草、小田余草谷、御茶屋場、鬼の目川、鬼の目川左支川A、鬼の目川左支川B、面坂西、面坂東、カエノキ谷川、加賀谷A、加賀谷B、柿の木谷、片平谷、金堀谷、上小田小谷、上組A、上組B、上組C、上組D、上組E、上組F、上組G、上組H、上堂谷川A、上堂谷川B、亀谷川、亀の助谷、亀割、通ヒ川、川北上、川北下、川南上A、川南上B、川南上C、かわらけ谷、河原谷川、北迫谷川、木下谷川、君谷、キャワグリ谷、共和、木路木谷川、草井谷川A、草井谷川B、口田儀東川、黒谷川、慶正、毛津A、毛津B、毛津本郷A、毛津本郷B、毛津本郷C、毛津本郷D、毛津本郷E、郷A、郷B、糺屋A、糺屋B、河内平、五反田谷川A、五反田谷川B、小這田川、小原A、ゴハン谷川、権兵衛谷川、才木谷川、才の元川、桜堂川、佐固の奥谷川A、佐固の奥谷川B、廻屋谷A、廻屋谷B、廻屋谷C、廻屋谷D、廻屋谷E、廻屋谷F、廻屋谷G、廻屋谷H、廻屋谷I、廻屋谷J、廻屋中谷、笹子谷、三の宮A、三の宮B、三の宮C、三の宮D、三部、三本松、土落谷川、繁の谷川、シブノ上谷川、清水谷川、下宇杉A、下宇杉B、下宇杉C、下佐津目A、下佐津目B、下佐津目C、下佐津目D、下頭名A、下頭名B、下頭名C、下頭名D、請地川、城平、常楽寺川A、常楽寺川B、常楽寺川C、常楽寺川D、常楽寺川E、常楽寺西上、常楽寺東A、常楽寺東B、白滝A、白滝B、白滝C、寺領A、寺領B、寺領C、寺領D、寺領E、神宮寺谷、水谷A、水谷B、水谷C、水谷D、水谷小谷、菅沢谷川B、菅田A、菅田B、菅田C、菅田D、杉谷、菅沢谷川A、須佐吉野川、角屋谷川、瀬の谷川、造林谷、素鷲川、蕎麦谷、大黒谷川、大山A、大山B、大仙谷、高津屋A、高津屋B、高津屋C、高津屋D、高畑谷川、田儀小谷、滝坂川、滝谷、滝頭谷川、田儀余草、田熊谷、多久和谷川、竹ノ上、立花谷、樽戸谷川、塚之尾谷川A、塚之尾谷川B、土居谷、坪貝谷A、坪貝谷B、寺尾A、寺尾B、寺尾C、寺尾D、寺尾E、寺尾F、寺尾G、寺尾谷A、寺尾谷B、寺尾谷C、寺床谷川、戸井の奥川、豊田A、豊田B、中郷、中郷川、中佐津目A、中佐津目B、中佐津目C、中佐津目D、中佐津目E、中ツラ川、中村屋奥谷川、中屋谷川、七人塚川、名梅A、名梅B、名梅C、名梅D、名梅E、名梅谷、成ノ木谷川、西明A、西明B、西明C、西明D、西明E、西川、錦A、錦B、西の谷川、二谷屋川、念仏田川、能生寺川、野田谷、香水A、香水B、這田奥谷、這田川、畑谷川A、畑谷川B、畑谷川C、畑下、畑谷、畑村大谷、畑村小谷、畑村西の谷川、鉢屋谷、華蔵川、羽西谷、林谷、原川A、原川B、原川C、原川上谷、バリ滝谷、針戸A、針戸B、東上谷、東大床西、東大床東、東下谷、東本郷A、東本郷B、東本郷C、東本郷D、東本郷E、東山中A、東山中B、東山中谷川A、東山中谷川B、東山中谷川C、東山中谷川D、東山中谷川E、引杉谷川、秘台原、檜木谷川、日の出A、日の出B、日の出C、百間滝、平木谷、平田A、平田B、平田C、平田D、平田E、平田F、福志原、二俣西川、二俣東川、舟岡谷川、別所A、別所B、別所C、別所D、別所E、辺田川、宝坂谷、宝坂峠谷、坊主畑谷、本郷A、本郷B、本郷谷、本谷川、本谷川奥谷、蜷の尻川、孫兵衛谷、町、松井屋谷川、松尾谷川A、松尾谷川B、松尾谷川C、松尾谷川D、松尾谷川E、松尾谷川F、松尾谷川G、松尾谷川H、松尾谷川I、松尾谷川J、万治川A、万治川B、万寿谷、三代A、三代B、三代C、三代D、三代E、三代F、三代G、三代H、三代I、三代J、三代K、三代L、三代M、水尻谷、御田A、御田B、御田C、御田D、三槇A、三槇B、御幡A、御幡B、御幡C、御幡D、宮木川、宮田谷川、宮の奥川、宮の部、宮前川、宮本A、宮本B、宮本C、明会谷川、茗ヶ原、妙見谷、森ノ奥A、森ノ奥B、門曲A、門曲B、門曲C、家奥谷、薬師谷川、矢谷A、矢谷B、矢谷C、八千代川、柳谷、柳谷小谷、柳瀬谷川、ヤボ谷川、山郡北、山中A、山中B、山中C、山中D、山中E、山中F、山中G、山中H、山中I、山中J、八幡、湯の谷川、逢堪湯屋谷川、横見A、横見B、吉野B、吉野C、吉野D、吉野E、吉野F、吉野G、吉野H、吉野I、吉野J、吉野川、吉野谷、竜体谷A、竜体谷B、竜体谷C、竜体谷D、竜体谷E、和江島A、和江島B、和江島C

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年2月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 平成20年度における灯油の購入

規格 灯油JIS1号

予定数量 480キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 260キロリットル

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「燃料・油脂類」、中分類「石油」に登録された者であること。

(4) 上記(3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

電話 0853-30-6432

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年2月29日から3月14日までの間、上記(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成20年 3 月28日 午前 9 時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も上記(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年 3 月28日 午前10時

イ 場所 島根県立中央病院 3 階 会議室 1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

480,000 liters of kerosene (JIS No.1), to be used as fuel for the hospital during the 2008 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline: 28 March 2008, 9:30 a.m.

(3) Information regarding tender: Shimane Prefectural Central Hospital,

4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, JAPAN. TEL: 0853-30-6432.

島根県公営企業管理規程

島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 2 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程

島根県企業局工事検査規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に、「第13条 - 第15条」を「第14条 - 第16条」に、「第16条 - 第18条」を「第17条 - 第19条」に、「第19条」を「第20条」に改める。

第3条第2項中「呈示」を「提示」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、次条第1項（第13条、第14条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第15条第1項の規定により検査員を指定するときは、第1項の規定により検査員に任命された職員の中から指定する。

第8条中「様式第1号の2」を「様式第2号」に、「結果を竣工検査復命書（様式第2号）により」を「内容及び結果を記載した調書を作成し、」に改める。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に、「竣工検査復命書に、手直し工事指示書の写及び同項の請書を添えて、竣工検査の結果を管理者に報告するとともに、本局における検査員にあっては手直し工事指示書の写を事業所の長に送付」を「竣工検査の内容及び結果並びに手直し工事の内容を記載した書面に請書を添えて、管理者に報告」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 検査員は、前項の請求をする場合において、手直し工法が2以上あって、そのいずれの工法によるべきかの選定に著しい困難があると認めるときは、その選定について管理者の指示を求め、その指示に基づき、前項の請求をしなければならない。

第19条を第20条とする。

第18条後段を削り、同条を第19条とする。

第17条中「中間検査復命書（様式第5号）」を「書面」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「随時管理者の指定する検査員が」を「、管理者が必要と認める工事について」に改め、同条第2項中「第4条第2項、第5条及び第6条」を「第4条から第7条まで」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「出来形検査復命書（様式第4号）」を「書面」に、「、管理者に報告するものとする」を「管理者に報告しなければならない」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「請負者から」の次に「会計規則第71条の3第2項の規定による当該工事の」を加え、同条第2項中「、第5条及び第6条」を「及び第5条から第7条まで」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「については、第4条から第6条までの規定を準用する」を「は、請負者から出来形検査願（様式第5号）が提出されたときに行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条から第7条までの規定は、前項の部分払検査について準用する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「請負者から前条の手直し工事完了の通知があったときは」を「前条第2項の手直し工事完了届が提出されたときは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手直し工事に係る竣工検査については、第8条の規定を準用する。

第10条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

第10条 請負者は、前条第1項の請求があった場合においては、速やかに手直し工事を施行しなければならない。

2 請負者は、手直し工事を完了したときは、手直し工事完了届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

様式第1号の2から様式第5号までを削り、様式第1号の次に次の4様式を加える。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

竣 工 検 査 済 証

工 事 名		所 轄 事 業 所		
		検 査 年 月 日		年 月 日
		契 約 年 月 日		年 月 日
		契 約 上 の 期 間	着 工	年 月 日
完 成	年 月 日			
工 事 場 所				
請 負 代 金 額		円	実 施 完 成 日	年 月 日

上記の工事は、検査の結果、完成していることを認めます。

年 月 日

請負者 様

検査員

印

様式第3号(第9条関係)

手直し工事指示書

工 事 名			工 事 場 所		
請 負 代 金 額	円		検 査 年 月 日	年	月 日
手直し工事期限	年	月	日	県 側 立 会 者	請 負 者 側 立 会 者
手 直 し 工 事 指 示 事 項					
備 考					

上記のとおり措置してください。

年 月 日

検査員

㊟

請負者

様

上記の指示事項をお請けします。

年 月 日

請負者

㊟

島根県公営企業管理者 様

様式第 4 号 (第10条関係)

手直し工事完了届

工 事 名				工 事 場 所		
請 負 代 金 額	円			手 直 し 工 事 指 示 者 氏 名		
手 直 し 工 事 指 示 年 月 日	年 月 日	手 直 し 工 事 期 限		年 月 日	手 直 し 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
手 直 し 工 事 指 示 事 項						
措 置 事 項						

上記のとおり手直し工事が完了したのでお届けします。

年 月 日

請負者



島根県公営企業管理者 様

様式第5号(第14条関係)

出来形検査願

工 事 名		請負代金額		円
		契約年月日		年 月 日
		契約上	着工	年 月 日
工 事 場 所		の期間	完 成	年 月 日

部分払いを受けたいので上記工事の出来形検査を実施して下さるようお願いいたします。

年 月 日

請負者 印

島根県公営企業管理者 様

附 則

この規程は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月29日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第 1 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則の部の次に次のように加える。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第 9 条第 1 項	疑わしい取引の届出の受理
	第 9 条第 3 項	疑わしい取引の届出に係る事項の通知
	第13条	報告又は資料の提出要求
	第14条第 1 項	警察職員に立入り、検査又は質問をさせること。
	第15条	指導、助言及び勧告
	第16条	是正命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）	第18条第 2 項	身分証明書の発行

附 則

この規則は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 2 月29日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 出雲自動車学校

住所 島根県出雲市塩冶町278番地 1

代表者の氏名 大島 卓爾

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

事務所の名称 出雲自動車学校

事務所の所在地 島根県出雲市塩冶町278番地 1

3 特定講習の種類

取消処分者講習

4 指定を行った年月日

平成20年2月14日